

1 4 特定家畜伝染病対策について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 飼養衛生管理基準の遵守に資する設備の整備等に対する支援や、発生時に円滑な防疫対応を実施するために必要となる経費に関して、国による財政支援を拡大・拡充すること。
- (2) 特定家畜伝染病発生に伴う移動制限に起因する事業者の損失支援について、個々の事例に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 鳥インフルエンザ発生時の殺処分した家きん等を焼却するにあたり、県境を越える広域的な体制について、国主体で調整すること。
- (4) 海外からの特定家畜伝染病の侵入を防止するため、空港等での水際対策を強化するとともに、野生イノシシへのアフリカ豚熱ウイルス感染が判明した場合には、国が主導し、現実的な手法によるまん延防止を図ること。
- (5) 豚熱の予防的ワクチン接種は、国の責任、負担のもとで実施すること。
- (6) 野生イノシシにおける豚熱まん延防止のため、浸潤状況調査に関する予算を十分に確保すること。また、豚熱経口ワクチンを安定的に確保し、野外散布に関する予算の全額を措置すること。
- (7) 豚熱感染拡大防止のための野生イノシシ捕獲強化に関する十分な予算を確保すること。

(背景)

- 2018年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、愛知県でも2019年に入って18例発生し、6万頭以上を殺処分した。また、鳥インフルエンザについては、2024年シーズン、全国で過去3番目となる932万羽が殺処分対象となり、本県においても13事例発生し、約187万羽の防疫措置を実施した。採卵鶏については、約161万羽が対象となり過去最大規模の防疫措置となった。
- 県では、畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守指導を行い、特定家畜伝染病の発生の防止に努めるとともに、発生時に迅速な防疫措置が実施できるよう、防疫資材の備蓄を行い、農場毎の防疫計画を策定するなど平時から備えている。また、近年は全国的に連続して発生するなど対応が長期化する傾向があるため、これまでのように県職員中心の防疫には限界がある。このため、防疫作業に対する民間事業者の参入を促し、

外部委託を充実させるなど、これまでとは異なった費用が新たに必要となる。

- 食鳥処理場等の畜産関係業者は、移動制限等により業務が減少した場合においても、収益減に係る支援制度がないため、措置を講ずるべきである。
- 2024年シーズン13事例の鳥インフルエンザ発生では、短期間に多数の家きん等の処分を行った。今後も、鳥インフルエンザが多発する可能性を否定できず、発生した場合、県内の焼却施設のみでは対応が困難となることから、広域での焼却処分の体制を構築する必要があるが、県境を越える調整は県では困難である。
- 近隣諸国でアフリカ豚熱の発生が広がっており、野生イノシシの感染も確認されているため、国内への侵入が危惧される。
- 飼養豚へのワクチン接種は自治事務として農家から手数料を徴収し実施しているが、野生イノシシで豚熱がまん延する状況で、飼養豚への伝播を防止するためのものであることから、国の責任（法定受託事務）と負担により実施するべきである。
- 野生イノシシにおける豚熱まん延防止と清浄化に向け、ウイルス浸潤状況調査、経口ワクチン野外散布を継続する必要がある。
- イノシシは繁殖力が強く、豚熱まん延防止のためには継続的な捕獲活動による生息密度抑制が必要である。

（ 参 考 ）

◇ 愛知県職員の「野生イノシシアフリカ豚熱防疫演習」受講実績（2025年度実績）

開催日	開催場所	演習種別	受講者数 (人)	受講者数のべ人数 (人)
7月9日	オンライン開催	机上	23	65
8月7日	愛知県名古屋市	机上	6	
10月29日 10月30日	愛知県豊川市	実地	15	
11月18日	愛知県岡崎市	机上	10	
12月11日	愛知県瀬戸市	実地	11	

◇ 「野生イノシシアフリカ豚熱防疫演習」実施状況
(実地演習：2025年10月29日、愛知県豊川市)



1 5 農業の生産力強化について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 食料システム法に基づき、生産者が再生産可能な価格形成を実現できる施策を適切に運用すること。また、燃料や農業資材価格の高止まりによる影響緩和対策について、十分な予算を確保すること。
- (2) 新規就農者育成総合対策において、就農意欲の喚起や就農後の定着に影響を与えることのないよう、新規就農者の経営発展に向けた補助事業や資金等が対象者に確実に交付できる予算を確保すること。
- (3) 産地の生産力向上を図るため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業及び産地生産基盤パワーアップ事業、並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について十分な予算を確保すること。
- (4) 経営所得安定対策等において、水田農業の担い手の経営安定を図るため、飼料用米、麦、大豆等への支援を維持するとともに、見直しが進んでいる水田活用の直接支払交付金については、本県で普及しているブロックローテーションが維持できるよう地域の特性を踏まえた制度設計とすること。
- (5) 有機農業の地域ぐるみの取組の推進及びその定着を図る総合対策について、内容の充実強化を図るとともに、継続的に十分な予算を確保すること。
- (6) 市町村が策定した地域計画を実現し、農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構事業の確実な実施に必要な予算を確保すること。
- (7) 鳥獣被害防止対策を一層進めるため、捕獲活動経費に対する支援の拡充や施設整備等に対する十分な予算を確保すること。
- (8) 農業分野でのイノベーションを創出するため、県が実施する産学官連携の取組や試験研究への支援を拡充すること。また、スマート農業技術の開発と社会実装を加速化するため、十分な予算を確保すること。
- (9) 農林水産物等の輸出を拡大するため、海外の規制やニーズに対応した大規模輸出産地を構築するための取組に十分な予算を確保すること。
- (10) テンサイシストセンチウのまん延防止を図るため、国主導で必要な対策を実施するとともに、必要な予算を確保すること。

(背景)

- 燃料や農業資材の価格が高止まりする中、厳しい経営を迫られている農業者に対し、

支援が求められていることから、影響緩和対策を実施することが必要である。

- 本県では生産性向上やブランド化を推進しており、老朽化が進んだ共同利用施設の再編整備、農畜産物の高収益化や次世代への生産基盤の継承に向けた施設整備の支援に対する事業予算の確保が必要である。
- 畜産農家と関係業界が結集した畜産クラスターによる高収益型畜産の実現のため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の柔軟な事業運用を図りながら、最大限活用できるよう、引き続き支援が必要である。
- 見直しが進められている水田活用の直接支払交付金等について、本県で普及しているブロックローテーションなどの地域や生産現場の特性を踏まえた制度設計とする必要がある。
- 「みどりの食料システム戦略」に基づき、県内では、複数市町がオーガニックビレッジ宣言をする等、有機農業推進の機運が高まっている。今後、更なる取組の拡大、定着を図るためには、みどりの食料システム戦略推進総合対策、新たな環境直接支払交付金などでの地域や農業者への中長期的な支援が必要である。
- 2025年度から利用権の設定等が、原則、農地中間管理機構に一本化されたため、市町村の利用権設定事業からの切換え等により、取扱い件数の増加が見込まれる。そのような状況の中、農地中間管理機構事業を確実に実施するため、事業予算の十分な確保が必要である。
- 燃料や誘引用の餌などの価格高騰により、有害捕獲の捕獲活動経費が上昇しており、捕獲者の負担を軽減する必要がある。
- イノベーションを創出するためには、民間企業や大学が持つ最新技術を活用した産学官連携、スマート農業技術の開発と普及の加速化、生産力強化と持続性の両立を可能とする技術や品種開発の推進が重要となる。そのため、県が実施する産学官連携の取組である「あいち農業イノベーションプロジェクト」や、公募型試験研究事業の拡大、安定的に品種開発を行うための施設整備への支援が必要である。
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応し、継続的な輸出に取り組むことができる産地を育成するためには中長期的な支援が必要である。
- 2026年4月に東三河地域において、植物防疫法で重要病害虫に位置付けられているテンサイシストセンチュウの発生が確認された。本県はキャベツ等の国内有数の産地であり、今後の発生状況によっては、生産に重大な影響を及ぼす可能性がある。このため、植物防疫法に基づく国主導によるまん延防止対策の実施と、対策に必要な予算の十分な確保が必要である。

(参 考)

◇本県におけるブロックローテーション（2年3作）



- ・ 1年目に水稻を作付けし、その年の秋に麦をは種する。2年目の春に麦を収穫し、夏に大豆を栽培して、2年で3作を行う体系。
- ・ 農地や農業用機械の有効利用、作業時期の分散、連作障害の抑制などのメリットがある。

1 6 農業農村整備事業の促進について

(農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 新たな食料・農業・農村基本計画に基づく初動5年間の「農業構造転換集中対策期間」において、食料安全保障の確保に資する、農業生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や、老朽化が進む農業水利施設の持続的な機能保全などの取組を促進すること。

また、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、激甚化・頻発化する集中豪雨や大規模地震等による災害に対応するため、農業水利施設、防災重点農業用ため池、海岸保全施設等の防災・減災対策を促進すること。

これら施策を機動的に進めるため、別枠で必要・十分な農業農村整備事業関係予算を確保すること。

- (2) 本県農業の生産基盤を支える基幹水利施設の耐震化や更新整備等を行う国営新濃尾総合農地防災事業、矢作川総合第二期総合農地防災事業、尾張西部施設機能保全事業、水資源機構営豊川用水二期事業及び木曽川用水濃尾第二施設改築事業を着実に推進すること。

また、突発事故が発生した明治用水頭首工及び矢作川総合南部幹線水路の復旧対策を行う土地改良施設突発事故復旧事業を早期に完了させること。

併せて、矢作川用水及び矢作川総合南部施設、並びに愛知用水施設の耐震化や更新整備等については早期に事業化を図るとともに、宮田用水施設並びに豊川用水施設については、事業化に向けた検討を進めること。

- (3) 農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の整備を行う、農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業及び大区画化等加速化支援事業を促進すること。

- (4) 農業用排水機場・用排水路・ため池等の地震・豪雨対策、石綿セメント管の撤去、海岸堤防の地震対策等を行う農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農山漁村地域整備交付金事業を促進すること。

- (5) 小水力や太陽光を始めとする再生可能エネルギーや水素・アンモニアなどの新エネルギーの導入、用排水機場の木造・木質化による木材利用など、カーボンニュートラルの実現に資する事業制度の充実をより一層進めていくこと。

○国営・機構営事業の推進と早期事業化



新濃尾
(新木津用水路)



矢作川総合第二期
(明治用水幹線水路)



尾張西部
(尾西排水機場)



豊川用水二期
(東部幹線併設水路芦ヶ池工区)



木曽川用水濃尾第二施設改築
(石綿セメント管の撤去)



矢作川用水施設
(吉良・古川頭首工)



愛知用水<布土揚水機場>
(設置から 30 年以上経過)



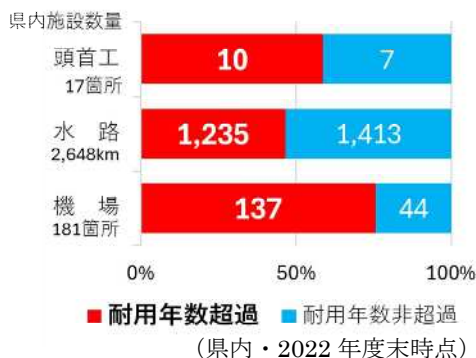
明治用水頭首工地区
土地改良施設突発事故復旧事業



矢作川総合南部地区
土地改良施設突発事故復旧事業

○基幹的農業水利施設の

耐用年数超過状況



○農地の大区画化による労働生産性の向上

⇒コメの生産に要する労働時間を 6 割以上削減



標準区画 10a



標準区画 1ha

農地中間管理機構関連農地整備事業
豊川菰地区 (豊川市)

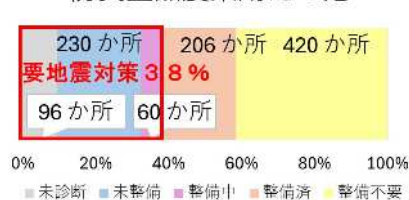
○基幹的農業用排水機場・防災重点農業用ため池の耐震化、石綿セメント管の撤去状況

(2025 年度末時点)

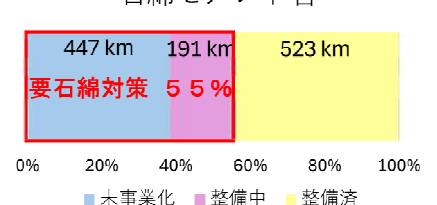
基幹的農業用排水機場



防災重点農業用ため池



石綿セメント管



17 森林の適切な管理と林業の活性化について

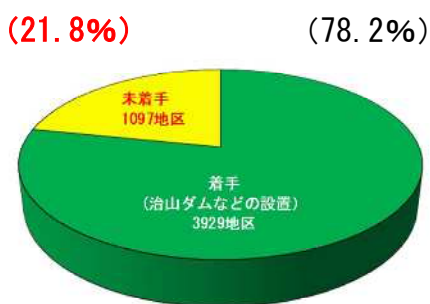
(農林水産省)

【内容】

- (1) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるとともに、近年の集中豪雨等に対応するため、災害に強い森林づくりに向けた森林の整備と治山事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 林業の成長産業化を進めるため、森林施業の集約化を始め、林内路網の整備や先進的な林業機械等の導入などの基盤整備、加工流通体制の強化、ICTを活用した「スマート林業」の推進に必要な予算の安定確保と制度の拡充を行うこと。
- (3) 主伐・再造林による森林資源の循環利用と花粉発生源対策を進めるために、伐採・植替えに必要な予算を確保すること。さらに、植替えに必要なとなる苗木の安定供給対策を引き続き支援すること。
- (4) 利用期にある充実した森林資源を活用して、増加する木材需要に対応するため、木材生産を担う人材の確保・育成を引き続き支援すること。
- (5) 2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向け、街区全体を統一的に木造・木質化するなど、木造の可能性や木材の魅力をアピールする取組や、大径材の利用など国産材資源の有効活用を図る取組を支援すること。

○ 治山対策の強化

- ・南海トラフ地震の発生等に備え、山地の防災力を向上させるため、山地災害の予防対策及び流域治水対策を推進する必要がある。



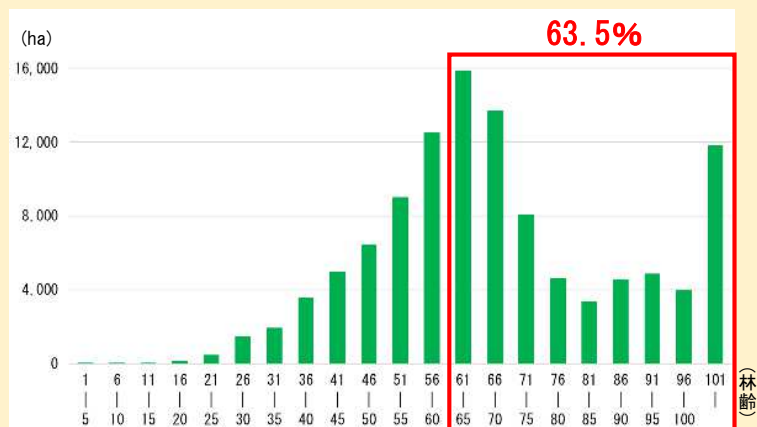
山地災害危険地区数（2024 年度末）



災害から生命・財産を守る治山施設

○ 循環型林業の推進

- ・ 高齢化した森林の若返りを進めていくためには、循環型林業を強力に進めていく必要がある。



スギ・ヒノキ人工林の林齢構成



森林の若返りに向けた
主伐・再造林の推進



林内路網の整備推進



先進的な林業機械等の導入促進



木材加工流通体制の強化



花粉の少ない苗木の安定供給



木材生産を担う人材の確保・育成



街の木造・木質化の促進

18 水産業振興施策の充実について

(農林水産省、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 近年の伊勢湾・三河湾におけるアサリなど水産資源の著しい減少に対処するためには、干潟・浅場など漁場造成を一層推進する必要がある。このため、水産基盤整備事業に十分な予算を確保するとともに、省庁連携の取組であるダムや河川の堆積砂の造成材への活用を、更に推進すること。
- (2) 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の活用によるアサリ資源回復への取組をより一層促進するため、同事業の十分な予算を確保すること。
- (3) 伊勢湾・三河湾において、豊かな漁場環境実現に向けた知見の蓄積や成果発信を進めるとともに、第六次環境基本計画に基づき、下水処理場の能動的な管理運転等による適切な栄養塩管理が進むよう、必要な手続きを着実に進めること。
- (4) 種苗の安定供給が図られるよう、「みどりの食料システム戦略」に位置づけられているシラスウナギの人工種苗量産化技術を、早急に確立すること。
- (5) 漁業経営セーフティーネット構築事業について、加入制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- (6) 新たな TAC 管理魚種の検討にあたっては、正確な資源評価を行うとともに、関係者の十分な理解を得て進めること。また、資源調査や管理業務の増大に対応するため必要な予算を確保すること。

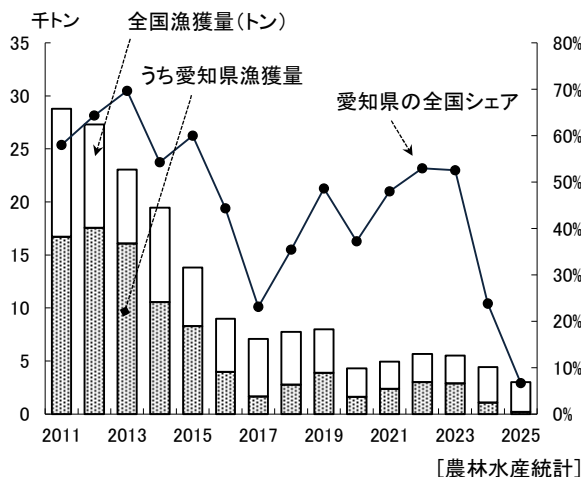
(背景)

- アサリ漁獲量は長期的に減少傾向にあり、本県では「愛知県漁業振興計画」に基づき、干潟・浅場など漁場造成を推進している。この造成材として、ダムや河川の堆積砂を国交省から提供を受けており、事業推進に向けて更なる提供をお願いしたい。
- アサリ資源の減少対策として、漁業者は漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業を活用し、害敵生物の駆除や漁場の耕耘等に努めており、引き続き予算の確保をお願いしたい。

- アサリ等水産資源減少の背景として、海域の栄養塩類（窒素、りん）の低下が指摘されている。国は第六次環境基本計画において『省エネ効果もある下水処理場の能動的運転管理等により、「きれいで豊かな海」に向けた適切な栄養塩管理などを進める。』とし、三河湾では全窒素及び全りんにかかる水質環境基準の類型指定見直しが行われ、伊勢湾でもその手続きが進められているが、栄養塩不足を憂う漁業者の声は待ったなしであり、柔軟かつ適切な栄養塩増加措置の早期の実施が必要である。
- シラスウナギの採捕量は減少傾向にあり、養殖用種苗の安定的確保が困難となっている。天然資源に頼らない養鰻業を実現させるため、シラスウナギ人工種苗大量生産の早期実現を図る必要がある。
- 燃油・飼料の高騰が続いており、漁業経営に大きな影響を与えている。国の燃油・飼料の高騰対策である漁業経営セーフティーネット構築事業は、年度途中では積立額の変更や新規加入ができないので、漁業者への幅広い支援を行うために制度の拡充を図る必要がある。
- TAC（漁獲可能量）を中心とした水産資源の管理を進めるためには、漁業者の理解を深めることが不可欠であり、より詳細な資源調査を積み重ねて精度の高い資源評価が必要である。

（ 参 考 ）

◇本県のアサリ漁獲量の推移



◇水産基盤整備事業実績及び予算

事業種別		2025 実績	2026 予算
干潟・浅場造成	事業費	424,128 千円	493,572 千円
	造成面積	9ha	10ha
貝類増殖場造成	事業費	168,515 千円	195,000 千円
	造成面積	3ha	3ha